

湯河原町議会告示第1号

湯河原町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月26日

湯河原町議会議長 村瀬 公 大



湯河原町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示
湯河原町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和4年湯河原町議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第4号までの様式中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。